

日本総合研究所

2023年、国際的なサステナビリティ開示基準が続々とリリースされている。特にIFRSサステナビリティ開示基準は、最も影響力のある統一的な基準になり得ると考えられている。従来各投資家等による独自の評価基準等への対応に苦慮してきた企業にとって、大きな転換点といえる動きだろう。一方で、今後より詳細な要請が追加されることも容易に想定できる。企業は具体的に何に取り組みと良いか、その示唆を導出する。

1. 整備が進むサステナビリティ開示基準（ローバルスタンダードとSSB、CSRD等）
2023年6月、国際サステナビリティ基準審議会（以下、ISSB）が、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要請事項」とIFRS S2号「気候関連CSRD」の発効（2023年1月、於EU）、開示を公表した。財務報告における基準（国際会計基準・IFRS）を内設置されたISSBが管轄する基準であった

2023年6月、国際サステナビリティ基準審議会（以下、ISSB）が、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要請事項」とIFRS S2号「気候関連CSRD」の発効（2023年1月、於EU）、開示を公表した。財務報告における基準（国際会計基準・IFRS）を内設置されたISSBが管轄する基準であった

2. 実務面での取り組み・データ収集のための基盤整備・体制強化

高く、その量も多いため、化が必要となるだろう。今後要請されるデータの報告対象範囲がグループ・グローバルにとどまらず、バリューチェーン全体に波及した場合、データ収集にかかる労力は、これまで以上に増大するだろう。

現在、数々のステークホルダーから、グループ・グローバルでのデータ報告に関する要請を受

担当者と経営層の双方の目線から概説する。

リサーチ・コンサルティング部
シニアマネジャー
上田 奈月

コンサルタント
原田 誠也

サステナビリティ開示基準は、単なる外部要請と捉えられやすい。しかし、その背景には社内外のステークホルダーの要請があることを認識したうえで、サステナビリティ経営の在り方を見直す機会と捉え、中長期的な企業価値向上に向けた本質的な取り組みを期待したい。

* 次回は12月頃に掲載予定です。

整備が進むサステナビリティ開示基準

企業に推奨される取り組みとは

組む多くの企業を悩ませてきた、あまたの基準・要請事項の乱立という状況に、ようやく統一的方向性が見いだせる状況となりそうだ。

これからの動向を踏まえ、企業に推奨される取り組みの在り方を、実務

1. 企業に推奨される取り組みの在り方を、実務

2. 実務面での取り組み・データ収集のための基盤整備・体制強化

3. 経営層に期待される役割・姿勢

これらに加え、社内体制の整備も欠かせない。しかし、特に、上述のCSRDに関する担当者への設置・人員強化は、要請事項の質が

定義自体が困難なものもあり、システム導入前のデータの入力を依頼し、地道に集計を図るといったアプローチを採っているかもしれない。しかし、特に、上述のCSRDに関する担当者への設置・人員強化は、要請事項の質が

一方、経営目線ではどのようない取り組みが必要だろうか。それは、サステナビリティ開示基準が求められる中で、財務データを管理する部門と、非財務データの管理を担うサステナビリティ関連部門の連携体制構築も必要となるだろう。

既に自社のサステナビリティデータを経営戦略実行の際の判断要素の一部として採用するスキームを構築しており、データ収集の本来的な意義にまで踏み込んだ経営を実践している。

サステナビリティ開示基準は、単なる外部要請と捉えられやすい。しかし、その背景には社内外のステークホルダーの要請があることを認識したうえで、サステナビリティ経営の在り方を見直す機会と捉え、中長期的な企業価値向上に向けた本質的な取り組みを期待したい。

* 次回は12月頃に掲載予定です。